

議案第 9 号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」の次に「、並びに育児休業法を実施するため」を加える。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(任期付採用職員の任期の更新)

第5条の2 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

第7条中「第10条第1項第3号」を「第5条の4第1項及び第10条第1項第3号」に、「同号」を「同条例第5条の4第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての川崎市職員退職手当支給条例第10条第1項第3号の規定の適用については、同号中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

- 2 川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第16条第2項中「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

育児休業を取得した職員について退職手当の額の算定の基礎となる勤続期間からの育児休業期間の除算の特例を定めること、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により任期を定めて採用された職員について育児休業を取得することができないこととすること等のため、この条例を制定するものである。